

厚生中央医療情報ネットワーク 「利用規程」

第1版（2023年12月19日）

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、総合病院 厚生中央病院（以下「当院」という）が設置する厚生中央医療情報ネットワーク（以下「本ネットワーク」という）の利用について必要な事項を定め、患者の診療情報を適正に利用、共有することで患者に対し切れ目のない医療の提供を行うことを目的とする。

(厚生中央医療情報ネットワークの目的)

第2条 本ネットワークでは、患者のプライバシー保護を厳重に図りながら、診療に必要な情報を本ネットワークに参加する病院、診療所、歯科診療所、保険薬局、介護事業所等（以下「参加施設」という）で共有するものとする。

(参加施設)

第3条 参加施設とは、本ネットワークを利用するにあたって厚生中央病院 病院長（以下「当院病院長」という）に利用申請を提出し、利用の許諾を受けると共に、利用契約を締結した機関をいう。

(参加施設の管理責務)

第4条 本ネットワークに参加する参加施設の責任者は、その管理責任を負うものとする。また、利用にあたっては自施設にネットワークのシステム担当者を配置し、安全かつ適切な管理、運用に努めなければならない。

- 2 参加施設の責任者は、利用者に対し本ネットワークの安全かつ適切な利用のための教育と個人情報等の取扱いの遵守について、指導と監督を行わなければならない。

(参加施設の責任者)

第5条 参加施設の責任者とは、利用者が所属する参加施設の代表者を指す。

(参加施設の責任者の責務)

第6条 参加施設の責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 任命した本ネットワークのシステム管理者を通じ、本ネットワークの適切な管理、利用者情報の変更やそれらの登録・抹消に関して遅滞のない報告を当院に対して行わなければならない。
- 2) 任命した本ネットワークのシステム管理者を通じ、利用者が本規定第10条及び第11条に掲げた法令、禁止事項等を遵守し、また本規定第3章で述べるID、パスワードに関する管理を適切に行うように監督指導するものとする。
- 3) 参加施設の責任者と本ネットワークのシステム管理者は兼務できるものとし、安全かつ適切な管理、運用に努めなければならない。
- 4) 本ネットワークが設定され使用できる端末の紛失、盗難時等は速やかに当院病院長宛てに書面にて報告を行うものとする。

(利用者)

第7条 利用者とは、本ネットワークへの利用申請があった参加施設のうち本規程に定める識別番号（以下「ID番号」という）及び、パスワードの登録を完了した本ネットワーク参加者のことをいう。また、厚生中央医療情報ネットワーク事務局（係）（以下「事務局（係）」という）のシステム担当者も含むものとする。

(利用者の責務)

第8条 利用者が本ネットワークを利用する際には、本規程のほか、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護条例およびその他の法令を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、本規定第2条に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、本ネットワークを通じて入手した診療情報等を第三者へ提供してはならない。
- 4 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID番号およびパスワードを当該参加施設の職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 5 利用者は、原則として、BYOD（私的デバイスの利用）をしてはならない。
- 6 本ネットワークの利用を希望する者は、予め定められた様式にて当院病院長へ利用申請し、利用許可を得るものとする。

(プライバシー保護対策)

第9条 利用者は、ウイルス対策ソフトウェア（有償のもの）を導入するものとする。またその維持管理については参加施設において責任をもって実施する。

- 2 本ネットワークに接続できる端末で、盗難の恐れのある端末（ノートPC等）は、使用しない際は鍵のかかる保管庫に保管するなど、盗難防止に努めること。
- 3 離席時など特定の時間使用しない場合において、覗き込みや成りすましによる使用を防ぐため、パスワード付きスクリーンロックまたは、自動ログオフ機能を設定するなど、不正閲覧防止に努めること。
- 4 端末の使用に際しては、画面を人通りの多い側に向けない、窃視防止フィルムを貼るなどの窃視防止に努めること。
- 5 外部に持ちだして使用する端末においては、盗難および紛失に充分注意した上で、端末に対して起動パスワードを設定すること。設定するにあたっては推定しやすいパスワードは避けること。
- 6 端末を紛失した場合は、その旨を速やかに当院病院長に書面により報告すること。

(厚生中央医療情報ネットワーク利用に当たっての禁止事項)

第10条 利用者は、本ネットワークの利用にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 本ネットワークを通じて取り扱われる患者情報及び診療情報、及びその他情報を不正に利用する行為。
- 2) 本ネットワークを通じて取り扱われる患者情報及び診療情報、及びその他情報を改竄する行為。
- 3) 本ネットワークを通じて取り扱われる患者情報及び診療情報、及びその他情報を漏洩させる行為。
- 4) 他の利用者になりすまして、本ネットワークを利用する行為。
- 5) 有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為。
- 6) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により患者情報及び診療情報、及び第三者又は当院の個人情報を収集する行為。

- 7) 本ネットワークの利用又は提供を妨げる行為。
- 8) 第三者又は当院の著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
- 9) 法令又は公序良俗に反する行為。
- 10) 本ネットワークを利用した営業活動その他営利を目的とする行為（書面により当院が事前に承諾した場合を除く。）
- 11) 第三者に本ネットワークを利用させる行為（書面により当院が事前に承諾した場合を除く。）
- 12) その他、当院が不適切と判断した行為。
- 13) 利用者は、本規程に定める目的以外にその情報を利用する行為。
- 14) 利用者は本ネットワークを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努める。すなわち診療及び説明目的での閲覧に留め、撮影、複製、公開、利用者以外への提供等をする行為。
- 15) Winnyその他P2Pファイル交換ソフト等を利用端末にインストールおよび実行する行為。
- 16) 第三者又は当院の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為。
- 17) 当院の信用を傷つけ、又は損害を与える行為。
- 18) 病名の告知や検査データ、画像データの提供をする行為。
- 19) 患者情報を別のパソコン等に転記もしくは利用するパソコンに保存する行為。

（情報及び情報機器の持ち出し）

- 第11条 本ネットワークに関わる情報及び情報機器の持ち出しに関するリスク分析並びに持ち出し対象となる情報及び情報機器の規程は、本規程を参考に自施設において別に定め管理するものとする。
- 2 持ち出し対象となる情報及び情報機器は、本ネットワークへ接続が可能な端末及び、その端末で利用する電子媒体とする。
 - 3 参加施設のシステム管理者は、医療提供を行う際に利用者が情報及び情報機器を持ち出す場合において、適切な運用を管理監督しなければならない。
 - 4 参加施設のシステム管理者は、情報が格納された可搬媒体及び情報機器の所在について台帳に記録し、その内容を定期的にチェックし所在状況を把握しなければならない。
 - 5 持ち出しの情報機器は、以下の通り扱うものとする。
 - ① 情報機器には起動パスワードを設定すること。
 - ② パスワードは、推定しやすいものを避け、また定期的に変更すること。
 - ③ パスワードをわかりやすい場所に掲示、情報機器内にファイル保存、本体に貼付や記載をしてはならない。
 - ④ 持ち出した情報を、許可されていないアプリケーションがインストールされた情報機器で取り扱わないこと。
 - ⑤ 持ち出した情報機器には、参加施設のシステム管理者の許可無くアプリケーションソフトをインストールしないこと。
 - 6 持ち出した情報及び情報機器の盗難及び紛失時には、参加施設のシステム管理者に速やかに届け出る。届け出を受け付けた参加施設のシステム管理者は、その情報および情報機器の重要度に従って対応する。参加施設の責任者は直ちに当院病院長または当院のシステム管理者あてに報告し、後日書面による報告書を提出する。
 - 7 参加施設のシステム管理者は情報及び情報機器の持ち出しについてマニュアルを整備し、利用者に周知の上、常に閲覧可能な状態に置くものとする。
 - 8 参加施設のシステム管理者は、利用者に対し情報機器の持ち出し時の注意や管理方法について研修又

は周知を行うものとする。

(責任分界点)

第12条 参加施設の故意、重過失、過失によって、個人情報に係る当該患者個人の権利・利益が侵害されたことが明白な場合には、当該参加施設はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

第2章 厚生中央医療情報ネットワークの利用

(利用時間)

第13条 本ネットワークの利用は常時利用可能とする。ただし、定期的な保守の場合は、本ネットワーク上の新着情報で事前に利用者に対し通知をしたうえで運用を停止する。緊急的に必要となった保守点検や修理などの際は予告なく運用を停止する場合がある。

(機能等の変更等)

第14条 本ネットワークは事務局（係）が、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、事務局は利用者へ変更した旨を、本ネットワークの新着情報等を通じて周知するものとする。

- 2 本ネットワークの良好な運用を維持するために必要な場合には、本ネットワークの機能又は利用時間の変更又は停止を行うものとする。

(サービスの一時停止)

第15条 事務局（係）は、次のいずれかが起こった場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本ネットワークのサービスを停止することができるものとする。

- ① システムの保守を緊急に行う必要が生じた場合。
 - ② 停電等により、本ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合。
 - ③ 災害又は不慮の事故により運用が不可能になった場合。
 - ④ 運用面又は技術面の問題により、一時的な停止が必要となった場合。
- 2 第1項により利用者に損害が発生した場合、当院及び事務局はいかなる責任も負わない。
 - 3 本ネットワークが不慮の事態により停止した場合には、本ネットワークのログイン画面または当院のホームページを通じて通知を行うものとする。
 - 4 参加施設の本ネットワークに使用している端末の盗難、紛失が発生した場合。（原則として新しい利用者ID、パスワードを付与する。）

第3章 ID番号、パスワードなど

(ID番号等の管理等)

第16条 利用者は本ネットワークのID・パスワードの管理に関して次の内容を遵守しなければならない。

- 1 ID及びパスワードを適切に管理するとともに、発行を受けた本人のみとし、利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。
- 2 パスワードは、セキュリティ保持のため、利用者は最終パスワード変更時から90日以内にパスワードを変更しなければならない。変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、利用者IDを無効とする。
- 3 前項により、利用者IDが無効となった場合は、再度申請を行うものとする。
- 4 参加医療機関の代表者（施設長）は、利用者が退職などの理由により、本規程の利用者に該当しなくなった場合、速やかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。
- 5 利用者はID番号及びパスワードの紛失または盗難等、外部へ漏えいした恐れがある場合、速やかに参加施設の代表者（施設長）、自施設のシステム管理者並びに当院の病院長へ届けなければならない。
- 6 医療機関・施設として本ネットワークの利用を中止する場合は、事務局（係）は接続のための証明証の停止を行い、参加施設はパソコンからアプリ及び証明証を削除しなければならない。

（利用者資格等（ID等）の取り消し）

第17条 利用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、ID等は事務局が取り消すものとする。

- 1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- 2) 医療関係法令、個人情報保護法令の各条項等に違反したとき。
- 3) 本ネットワーク上の診療情報の取り扱いが不適切であり、かつ、当院からの指導又は警告にもかかわらず改善が認められない場合。

第4章 本ネットワーク参加費用

（参加費用）

第18条 本ネットワークに関わる費用については、運営・維持をするために必要な経費の負担を請求しないものとする。

第5章 機能の削除

（通信内容の削除）

第19条 本ネットワークを利用した通信内容について、次の各号に該当する場合は、当院が判断し、その内容を削除するものとする。

- 1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがある場合。
- 2) 法令等の条項に違反した情報がある場合。

第6章 その他

（利用規程の改廃）

第20条 本規程を改正若しくは、廃止しようとする時は、事務局（係）の議の承認を得なければならない。た

だし、本規程の内容に改定がある場合は、利用者に対し変更した旨を、システム等を通じて確実に周知するものとする。

(事務局 (係))

第 2 1 条 この規程に定める事務手続き等については、事務局においてその処理を行うものとする。

(その他必要事項)

第 2 2 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項並びに違反行為については本ネットワーク事務局が別に定め、審議する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2023 年 12 月 20 日から施行する。

改訂履歴

版数	日付	内容
1	2023/12/19	初版